

# フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

労働安全衛生規則の改正（平成31年2月1日施行）により、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務については、特別教育を行うことが義務づけられました。

当協会では、下記によりフルハーネス型墜落制止用器具特別教育を実施致しますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

又、法定の6時間（学科4.5時間、実技1.5時間）のうち、経験や資格で科目の一部が省略できることとなっておりますが、当協会としては労働災害防止再確認のため6時間の講習を開催いたします。

- 日時 令和4年10月28日（金）9:00～16:10（受付8:35～8:50）  
※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。
- 会場 アイ・ドーム（一関市東台50-46）
- 受講料 **【会員】 7,590円**（消費税10%込）（受講料 6,600円 テキスト代 990円）  
**【非会員】 9,240円**（消費税10%込）（受講料 8,250円 テキスト代 990円）  
※ 個人で受講の方は、非会員扱いとなります。
- 申込締切日 **10月18日（火）** ただし先着**40名**に達し次第締切らせていただきます。  
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。  
申込者が少ない場合や気象状況等（感染症拡大等含む）により講習を中止、又は延期する場合があります。
- キャンセルの取扱 **10月21日（金）以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。**
- 申込方法 裏面「**受講申込書**」により**受講料・テキスト代**を添えてお申し込み下さい。（FAX可）  
〒021-0873 一関市台町8-23 TEL **0191-23-7729** FAX **0191-23-7720**  
※ 銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

一関信用金庫駅前支店(普)0025433 / 岩手銀行一関支店(普)1424667 (公財)岩手労働基準協会一関支部

## 7. カリキュラム

時間	講習科目
8:50～9:00	オリエンテーション
9:00～10:00	作業に関する知識 (60分)
10:00～10:10	休憩 (10分)
10:10～12:10	墜落制止用器具（フルハーネス型の物に限る）に関する知識 (120分)
12:10～13:00	昼食休憩 (50分)
13:00～14:00	労働災害防止に関する知識 (60分)
14:00～14:30	関係法令 (30分)
14:30～14:40	休憩 (10分)
	<b>[実技]</b>
14:40～16:10	墜落制止用器具の使用手法等 (90分)

- 筆記用具を必ずご持参下さい。
- 受講票は、受付終了後（振込確認後）お渡し又は郵送致します。当日講習会場の受付で提示願います。
- 昼食をご持参下さい。（斡旋も致します。詳細は別途ご案内致します。）
- 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- 所定時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「修了者証明書」を交付致します。

# フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 受講申込書

令和4年10月28日(金)

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 平成
氏名	併記を希望する場合の旧姓又は通称【注】参照		
現住所	〒 — (番地まで詳しくご記入下さい) TEL 緊急用(携帯電話等)		

(※個人受講者は、記入の必要はございません。)

勤務先	所在地	〒 — (番地まで詳しくご記入ください) TEL FAX			
	事業場名 代表者名			担当者名 内線( )	
※該当箇所にお印をお付け下さい。		(公財)岩手労働基準協会賛助会員	会員	非会員	受講料振込予定日 月 日
		受講票及び修了証送付希望先	勤務先	自宅	

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

- 【注】 ● 氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはつきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)  
● 忘れずに担当者名をご記入下さい。  
● 申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。  
● 氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入して下さい。いずれも受講当日原本等を提示して下さい。 ※旧姓/通称:住民基本台帳法施行令に基づくものに限りです。  
(旧姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。通称の場合:住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること)